

- 近年、企業との協定を締結する事例が増加。
- **コンビニエンスストア等の流通業、金融、製造業、高速道路会社、IT等多岐。**
- 既に、**都道府県では46団体、政令指定都市では6団体で締結。**
- さらに、休眠施設の活用、買い物支援など**公共サービスと密接な事例**も存在。

概要

- ・ 都道府県では一般化。業種も幅広い。
- ・ **コンビニエンスストアでは、非常に多岐に渡る分野について合意することが多い。店舗の一部をアンテナショップとして提供するなど、地域外への発信についても貢献する動きも。**
- ・ 研究開発（製造業）、ベンチャー企業の支援（商社）等も。
- ・ 企業側の参加する動機は、自社の経営に直結しているもの、CSR（企業の社会的責任）の一環として実施しているものそれぞれ。

想定される効果

- ・ 地方公共団体側からは、民間企業に対して、地域経営への貢献を求めることができる。
- ・ 民間企業からは、地域への貢献を目に見える形で行うことが可能となる。

事例から示唆される課題

- (1) Win-Win関係をいかに構築するか
互いが利益を分かち合えるといういわゆるwin-win関係をいかに確保するか。
- (2) 中長期的な協力関係をいかに構築するか
協力する企業サイドから見ると、自治体の長や担当者によって、連携の進展に差が出るとの指摘もあり、こうした協働関係を効果的に実施できるように留意されるべき。
- (3) 企業との関係の透明化
協力する企業側からも、また、一般の住民からも、求められる地域への貢献の内容については、あらかじめ協定などの形式により、透明化されることが望ましい。
- (4) 協力分野の拡大
協定を締結してないものの、休眠施設の活用、買い物支援や安否確認等の公共サービスと密接な活動を行う事例も存在（ヤマト運輸）。

(具体的事例)

事例①山梨県とセブンアンドアイホールディングスとの包括協定 (平成20年11月5日)

- ① 山梨県の地産地消、オリジナル商品の販売・キャンペーンの実施に関する事
- ② 山梨県産の農林産物、加工品、工芸品の販売・活用に関する事
- ③ 山梨県の県政情報・観光情報発信に関する事
- ④ 健康増進・食育に関する事
- ⑤ 環境問題対策に関する事
- ⑥ 高齢者・障害者支援に関する事
- ⑦ 子ども・青少年の健全育成に関する事
- ⑧ 地域・暮らしの安全・安心に関する事
- ⑨ 災害対策に関する事
- ⑩ その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関する事



事例②ヤマト運輸の取組 (地方公共団体経営への貢献)

① 休眠施設をコールセンターとして活用

南魚沼市では、市町村合併で使用されなくなった旧塩沢町議会議場を、三重県名張市では、旧校舎を再利用。自治体としては、休眠施設の活用、賃料収入、雇用の創出等のメリット。



② 見守りシステム・買い物支援

岩手県西和賀町で、高齢者や身障者を対象とした「まごころ宅急便 (買い物支援+安否確認)」をスタート。

茨城県城里町でも、過疎地の高齢者層の支援を主目的に、買い物代行の試験運用を開始。



③ 地域観光のお手伝い

金沢市役所近くの営業所では、観光客の利便性と地域振興を目的に観光情報コーナーを設置。地元特産品の展示や手荷物一時預かり等を実施。

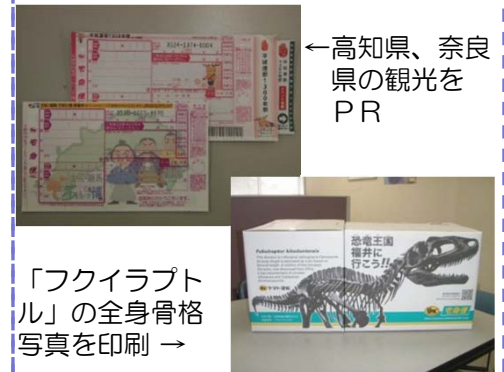
中央区銀座の営業所では、銀座の街に精通し、外国語対応が可能な



スタッフを配置。荷物を台車で集配する際、観光客の案内・街の清掃などを積極的に行う。

④ 地元をPRする伝票やダンボールの作成

地域の活性化を目的に、地元の名所や特産品、イベントなどを伝票やダンボールでPR。



←高知県、奈良県の観光をPR

「フクイラプトル」の全身骨格写真を印刷 →

NPOとの協働

- 特定非営利活動法人（NPO法人）は、市民社会組織（CSO）の一つとして、営利の追求を第一義的な目的とせず、税制等の面で優遇措置もあることから、**通常の企業では市場性が低い**か、**見込めない場合でも、公共サービスの担い手として活躍することが期待されている**。
- 約6割の都道府県が、NPOを対象とした協働事業提案制度を設けており、支援が本格化。今後は**ソーシャルビジネスの一環として支援し、成長性が確保できるかどうか**が課題。

概要

- ・NPO法人制度は、平成10年に設立。国では内閣府が、地域では都道府県が認証を行うことになっている。このことから、**地域では都道府県・政令指定都市を中心に、提案公募型の事業提案制度の整備が進んでいる（約6割）**。
- ・NPO法人は、営利の追求を組織の第一義的な目的とせず、「新しい公共」の担い手として活躍することが期待されている。**平成21年度には「新しい公共円卓会議」が、22年度には「新しい公共推進会議」が設置され、今後の方策について検討が進められている**。
- ・経済産業省によれば、NPOは、**ソーシャルビジネスの担い手の約半数**を占めている。（経済産業省・ソーシャルビジネス研究会報告書）

想定される効果

- ・NPO法人制度では、税制面等において優遇措置があり、構成員への配当もないことから、**市場性が見込めない分野においても参入が可能**となり、**公共サービスの担い手の多様性を確保することが期待され**、地域の多様性に合わせたサービスの提供が可能となりうる。
- ・NPO法人は、一定の要件を満たせば、誰でも設置ができ、加入制限がないことから、**地域に責任のある住民による公共サービスの提供が可能**である。

事例から示唆される課題

1. 協働関係の明確化
 - ①NPO等とのイコールパートナーシップなど、協働に係る基本宣言の有無
 - ②NPO等の自律性の保障と、公的資金に関するアカウントビリティの確保との両立
2. 問題意識の共有やマッチング
 - ①NPOと自治体職員等との情報交換会の場の設置等
 - ②広報、普及活動。市民や企業のCSR担当者などを対象とした現場視察等（相模原市、高知県等）
 - ③市民や企業とNPOを結ぶ、中間支援組織の設置・強化
3. 成長性の確保
 - ①地公体内部におけるNPO部局と各事業部門（福祉、環境等）において、業務委託と支援の戦略を共有すること（提案公募から具体の事業受託へ）。
 - ②複数年にわたる業務委託や委託範囲の段階的な拡大等。
 - ③既存第三セクター等との平等な競争条件の確保

(具体的事例)

事例①愛知県「協働ロードマップ」

- ・2004年に全国で初めて、NPOと行政の双方が遵守すべきルールを、NPOと行政が対等の立場で協議・合意した「あいち協働ルールブック2004」を発行。2009年には、「協働ロードマップ策定手順書(※)」を作成するなど、NPO活動の促進と支援に取り組んでいる。
- ・2010年度は、外部委託予定の事業のうち、28事業はNPOのみを協働対象としている。

(※) 行政、NPOを中心とした公共を担う各主体が参加し、特定の課題についてオープンな議論を行なう「協議の場」の設置・運営方法、協議内容のまとめ(協働ロードマップ)などについて記したもの。

事例②福岡県福岡市「共働カフェ」「共働事業提案制度」

- ・NPOと市職員の情報交換会「共働カフェ」を定期的に開催している。学生、企業関係者なども参加。
- ・共働事業提案制度では、NPOと市が、双方の役割や経費負担(NPOも総事業費の5分の1以上を負担)等を明記した共働協定書を締結し、実行委員会を組織することで、企画段階から対等な立場で事業に取り組んでいる。また事業の中間期・最終期に公開で報告会を開催している。



共働カフェ



共働事業の
中間報告会

事例③佐賀県「CSO提案型協働創出事業」

- ・県の全ての業務(警察および県立学校を除く)内容を定期的に見直し、その結果を公表して、NPOを含む「CSO(※)」から提案を募集。公共サービスの担い手の多様化を図ることにより、公共サービスの質の向上、業務の効率化を目指している。
- ・平成21年度は、CSOから63件の提案があり、うち41件を採択

(※) **Civil Society Organizations (市民社会組織)**の略。NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含まれる。

事例④兵庫県加古川市「NPOとの協働による子育て支援事業の展開」

- ・市内2箇所の子育てプラザの管理や市が行ってきた子育て支援事業や講座の実施を、NPOに委託。この際、経費削減だけを目的とせず、子育てを地域社会で支援していく観点から、地域に密着した活動を期待できるNPOと契約。
- ・毎月1回、事業報告を兼ねてNPOと市との連絡会を開催。行政の施策に活かしている。



アドプト制度

- アドプト制度（adoption：養子縁組）とは、道路や河川敷などを養子に見立て、NPO・企業等が里親として、その清掃等の管理を契約を結び実施するもの。
- ほぼ全ての都道府県・政令指定都市において、導入済み。**
- 今後は、活動内容（メニューの高度化）や支援のあり方が課題となりうる。

概要

- ・道路や河川敷などを養子に見立て、NPO・企業等がその「里親」となって清掃等の契約（養子縁組）を結ぶもの。
- ・1985年、米国テキサス州のハイウェイ美化清掃事業で初導入。これをモデルに国内では徳島県神山町が導入。
- ・**ほぼ全ての都道府県・政令指定都市が類似制度を導入済み。都道府県では主に道路、河川、海岸等の管理者区分で導入、市・町では市域の全域導入も多数。**
- ・地方公共団体は、アドプト参加団体に対して清掃用具の支給やボランティア保険料の負担、アドプト・サインの設置等で支援。要件を満たした団体へ支援金を交付する例も。
- ・森林の間伐等の、高度な業務メニューも存在。

想定される効果

- ・住民の美化・環境意識、地域への愛着心等の向上。
- ・参加団体のイメージ向上（アダプト・サインへの団体名表示、HP上での周知等）。
- ・徳島県では広範な区間でアドプトによる清掃事業等を実施。
徳島県OURロードアドプト事業：約160km（H17年度）
アドプト・プログラム吉野川：約90km（H18年度）
（上記の事業含め、**833団体、38,895人が参加**）

事例から示唆される課題

1. 参加者のコミットメントの確保
 - ① 参加主体の条件（個人や少人数団体の参加を認めるかどうか。）
 - ② 最低活動の条件（「月1回、300m以上を清掃」や「1年以上の活動を実施するか否か」といった最低活動制限を課すかどうか。）
 - ③ 活動内容（清掃や問題発生時の通報等に留めるか、修繕等の高度な作業を含めるか）
2. 地方公共団体による支援
 - ① 清掃用具の貸出、参加者の氏名等の掲示の設置や表彰によるインセンティブ付与、保険料の負担は一般的に実施。
 - ② 活動経費を支弁するか否かは判断が必要。
 - ③ 高度な業務への技術面等での支援（研修等）。
3. 中間支援組織、コーディネーターの活用
 - アダプト制度では、参加主体が100を超える事例もあり、参加主体のマネジメント自体も課題となることから、中間支援組織やコーディネーターを置く場合もある。

(具体的事例)

事例① 徳島県



○ クリーンアップ神山（神山町）

平成10年6月に米国テキサス州の事例をモデルに、道路の清掃を実施。

○ クリーンアップ神山を契機に、県の事業としても各種のアドプト・プログラムを展開

・ 徳島県OURロードアドプト事業

22年度末で**357団体・約7千人**が登録。平成17年度末で約**160km**に渡る区間の県管理道路を清掃・美化。

・ アドプト・プログラム吉野川

22年度末で**141団体・約1万6千人**が登録。平成18年度末で約**90km**に渡る区間の吉野川の堤防や河川敷を清掃・美化。

「吉野川交流推進会議」がコーディネーターとなり、参加受付、看板設置、マニュアル作成等を行う。

・ その他にも各種プログラムを用意し、国道や吉野川以外の河川、海岸、公園でも事業を実施。

→ **計833団体、38,895人が登録**（平成22年度末）



(出所) 吉野川交流推進会議HP

事例② 広島県



○ マイロードシステム（道路）、ラブリバー制度（河川）

・ **457 団体が参加、485.2kmで活動**
【道路**355.6km**、河川**129.6km**】（平成21年度末）

○ 申請のあった一定の要件を満たす団体について、活動内容に応じて**奨励金を交付（活動経費の一部支援）**。

1. 清掃・美化活動に対し、参加人数に応じた交付
2. 更に、草刈活動に対し回数・距離に応じた上乗せ

→ **中間支援組織「NPO法人ひろしまアドプト」に委託**



「アダピィ」

※公募で選ばれた広島アドプト制度のマスコットキャラクター（出所）広島県HP

事例③ 岡山市

○岡山市環境パートナーシップ事業 エコボランティア活動【アドプトプログラム部門】



・ 清掃・除草・緑化・落書き消去・野生生物保護など

・ **緩やかなルール**による運用

≫ 道路・河川・公園等、公に開かれた場所はどこでも

≫ **活動場所を厳密に決めず「岡山駅周辺」「〇〇地内」など。同一区域で複数団体が同時に活動可。個人や市外の住民も参加可。**

≫ **見なし協定**：国・県のアドプトを市のアドプト参加と見なす。→ **334団体、1万4,700強が参加**

・ ニュースレター、HP広報、交流会、表彰・顕彰等